

## 【令和7年度】あきる野市内田電気商会グリーンフィールド草花(あきる野市民球場) における広告スペース使用に関する募集要項

あきる野市では、内田電気商会グリーンフィールド草花の広告スペースの使用を希望する方を募集します。

### 1 施設の概要等

#### (1) 施設の概要

- ア 名称 内田電気商会グリーンフィールド草花(あきる野市民球場)
- イ 位置 あきる野市原小宮353番地

#### (2) 対象施設の概要

##### ア 建物の概要

- ① 竣工時期:昭和59年4月
- ② 構造:鉄筋コンクリート造
- ③ 全体面積:16,500㎡
- ④ 両翼:94m
- ⑤ センター:120m
- ⑥ 収容人数(メインスタンド):約450人
- ⑦ 収容人数(内野芝生席):約2,050人

##### イ 建物周辺施設等

駐車場等 有

#### (3) 施設利用種目・利用時間等

##### ア 施設利用種目

- ① 軟式野球
- ② 硬式野球
- ③ 準硬式野球
- ④ ソフトボール

##### イ 利用時間:午前7時～午後9時30分

#### (4) 施設の利用状況等

- ア 休場日 火曜日[ただし、この日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)第3条に規定する休日に当たるときは、その翌日]及び12月20日から翌年の3月20日まで
- イ 利用者数 12,612人(平成27年度～令和6年度の平均利用者数)

### 2 広告スペースの使用方法等

#### (1) 広告の内容

商品名、企業名、団体名等の文字とロゴ等の組み合わせを基本とした広告物とします。  
なお、次に掲げるあきる野市広告掲載取扱要綱(平成22年あきる野市通達第39号)第3条に規定する事項に該当する場合は、広告を掲載できません。

- ・ 市の広告媒体としての公共性、中立性及びその品位を損なうおそれのあるもの
- ・ 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)第2条に規定する風俗営業及び性風俗関連特殊営業に該当するもの
- ・ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律(平成3年法律第77号)第2条第2号から第5号までに規定する暴力団等の利益につながるもの
- ・ 政治活動、宗教活動、選挙活動、意見広告又は個人の宣伝に係るもの
- ・ 消費者金融、債権回収等に関するもの

- ・ 投機心又は射幸心をあおる内容のもの
- ・ 公の秩序又は善良の風俗に反するおそれのあるもの
- ・ そのほか、掲載する広告として市長が適当でないと認めるもの

## (2) 広告物の作成・費用負担

広告物については、自己の責任と負担で作成するものとし、市が別途指定する日程により施工していただきます。なお、経年劣化や利用環境(プレーによりボールが当たるなど)により変状が見受けられた際には、市から使用者に補修等の指示を行う場合があります。

作成、施工、原状回復、経年劣化などによる補修等に係る費用はすべて使用者の負担となります。

## (3) 広告物の材質等

### ア 材質

#### ① カットニングシールによる施工の場合

- ・ 厚みのないシート状のもの。
- ・ 撤去時に剥離することができるものであること。

#### ② 塗装による施工の場合

- ・ 伸縮性のある塗料を使用してください。
- ・ 撤去時には、使用していた広告スペース全体をフェンスの色に塗り直していただきます。

### イ 加工

- ・ 下地加工については、ラバーフェンスを損傷しないように注意してください。
- ・ 直射日光や風雨によって急激に劣化しないような加工を施してください。

### ウ 色調

- ・ 緑を基調とした下地または透明の下地に、白色を基調とした文字色とします。(文字のみのカットニングシール施工の場合も同様)
- ・ 太陽光、照明等の乱反射によりプレーに影響を及ぼさないものとしてください。

## 3 広告スペース使用の応募方法

### (1) 提出物

- ① 広告掲載申込書(兼行政財産使用申請書)
- ② 広告物の原稿の見本または広告内容等の概要書

### (2) 期間

令和8年3月16日(月)から全ての広告スペースが決定するまで

### (3) 提出先

〒197-0814 あきる野市二宮350番地  
あきる野市教育部スポーツ推進課宛

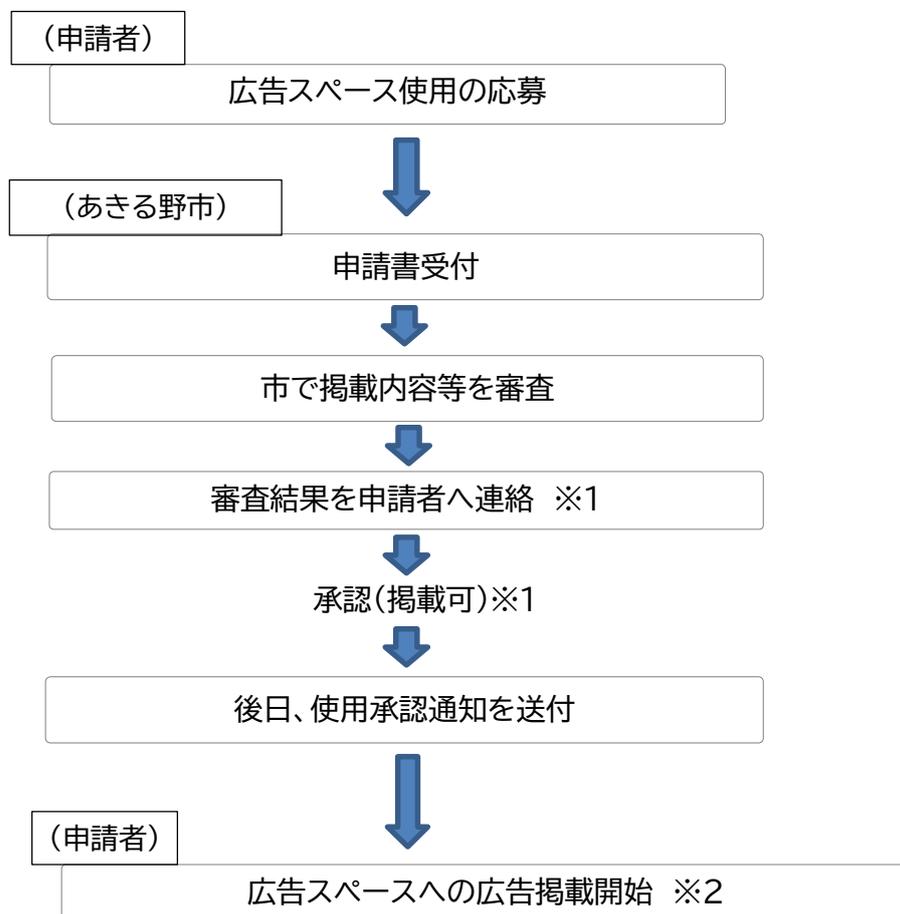
### (4) 注意事項

原則として、広告掲載申込書の提出後の取下げは認めませんので、提出の際は十分検討をされた上でお願いします。

#### 4 広告スペース使用者及び区画の決定について

広告スペースの使用者および区画は原則先着順で決定します。ただし、受付期間を令和8年3月27日(金)まで設け、その期間内に受理した申込を対象に受付順で決定します。申込が同時多数となった場合は市内事業者を優先し、それでも決定できない場合は抽選で決定します。

##### 【応募から使用承認までの流れ】



※1 審査結果が否認だった場合、再度申請は可能です。

※2 作業日程等については、必ずスポーツ推進課へご相談ください。施設の利用状況によっては、広告の施工作业が広告掲載開始日以降になる場合もあります。

#### 5 使用期間

広告スペース使用期間は、最長で5年間とします。(野球場の休業期間になる12月20日から翌年の3月20日までを含みます。)

申請は年度毎(4月～翌年3月)とし、翌年度も使用を希望する場合は、再度申請書を提出することができます。同一の区画で使用申請し、承認を受けた場合は引き続き使用することができます。この場合、5年間(年度)を上限とし、継続の使用申請が優先されます。

ただし、既に掲示している広告物について、劣化等による補修等の指示に応じない場合は、5年間の優先規定が適用されない場合もあります。

なお、途中から決定した広告スペースは、初回に決定した掲示開始日から5年間とする。

## 6 広告掲載料等

### (1) 広告掲載料

広告スペース(掲出箇所)	掲載料(月額・税込)	区画
外野フェンス(1m×10m)	20,000 円	全 12 区画

※ 区画位置及び空き区画については、別紙をご参照ください。

※ 応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

### (2) 掲載料の計算方法

使用開始の月から終了の月までの月数に応じた掲載料を決定します。(野球場の休業期間のうち1月分と2月分を除き計算します。)なお、日割り計算は行いません。

例:10月から翌年3月まで使用する場合

【計算:月 20,000 円×4か月=80,000 円(消費税含む)】

### (3) 使用料の支払期限

広告掲載料は、使用承認の決定のあった日から指定する日までの間に、市が発行する納付書により当該年度分の全額を納付していただきます。翌年度以降にまたがって使用する場合は、翌年度分は、その年度当初に納付書を発行します。

## 7 広告スペース使用期間の完了

使用期間の満了時または使用期間の途中で使用を中止する場合は、その1か月前までにスポーツ推進課に原状回復等について協議を行ってください。

## 8 その他

- (1) 複数の区画を応募することもできます。その場合は、区画ごとに申込書などの提出物を提出してください。
- (2) 広告代理店が応募することもできます。
- (3) 使用期間の途中で広告内容を変更する場合は、スポーツ推進課に原稿の見本または広告内容等の概要書を提出し、承認を受けてください。
- (4) あきる野市民球場は、令和 12 年 9 月 30 日まで、『内田電気商会グリーンフィールド草花』の愛称を使用しています。
- (5) 株式会社東京レジデンシャル様(本社:豊島区)が、内田電気商会グリーンフィールド草花を活動拠点のひとつとし、ベースボール・チャレンジ・リーグ(ルートイン BC リーグ)において 2027 年シーズンからの正式加盟を目指して活動することを表明しています。詳しくは、同社のホームページをご確認ください。

## 9 問合せ先

担当部署 教育部スポーツ推進課スポーツ推進係

電話番号 042-558-1262

FAX番号 042-558-1560

E-mail アドレス 120102@akiruno-info.tokyo.jp

## 別紙:区画位置



### 【空欄は申込可能です】

①	②	③	④	⑤	⑥	⑦	⑧	⑨	⑩	⑪	⑫
済	済									済	済

※ 使用スペースに空きが生じないよう、お申込みいただいた際に掲出を希望する具体的な区画番号をお知らせいただいた場合でも、応募状況により、ご希望いただいた区画以外の区画への掲出をご相談させていただく場合がございます。

(令和8年3月現在)